

平成20年9月第11回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成20年9月3日第11回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（19名）

1 番 小 野 一 雄 2 番 熊 澤 勇

3 番 鞠 子 幸 則 4 番 相 澤 久 美 子

5 番 渡 邊 健 一 6 番 高 野 孝 一

7 番 宍 戸 秀 正 8 番 安 藤 美 重 子

9 番 鈴 木 高 行 10 番 平 間 竹 夫

11 番 佐 藤 ア ヤ 12 番 佐 藤 實

13 番 山 本 久 人 14 番 熊 田 芳 子

15 番 安 田 重 行 16 番 永 浜 紀 次

17 番 高 野 進 19 番 安 細 隆 之

20 番 岩 佐 信 一

○ 不応招委員（1名）

18 番 島 田 金 一

○ 出席議員（19名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	菊 池 秀 治	企 画 財 政 課 長	森 忠 則
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	水 野 孝 一	税 務 課 長	日 下 初 夫
町 民 生 活 課 長	岡 元 継 男	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 仁 志
産 業 観 光 課 長	東 常 太 郎	わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	作 間 行 雄
都 市 建 設 課 長	古 積 敏 男	上 下 水 道 課 長	清 野 博 文
教 育 長	鈴 木 光 範	学 務 課 長	齋 藤 良 一
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 敏 夫	代 表 監 査 委 員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	佐 藤 正 司	庶 務 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	佐 藤 義 行		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 所管事務調査の報告

日程第4 提出議案の説明

日程第5 請願第2号 「国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書」の提出を求める請願書

日程第6 請願第3号 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の採択を求める請願書

午前 9時58分 開会

議長（岩佐信一君）おはようございます。

開会前に、残暑がまだまだ厳しいようございますので、暑い方は上着を脱ぐことにいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

これより平成20年9月第11回互理町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、18番島田金一議員から欠席の届出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番鞠子幸則議員、4番相澤久美子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（岩佐信一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から9月19日まで17日間と

いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの17日間に決定いたしました。

議長諸報告

議長（岩佐信一君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案6件、補正予算案6件、及び平成19年度各種会計の決算認定案11件の合計23件が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を11名から受理しております。

第4、請願及び陳情・要請についてであります。請願2件、陳情2件、要請3件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第5、議会運営委員会、産業建設常任委員会、教育福祉常任委員会から、所管事務調査報告を受理しております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第6、「議員派遣の件」について、会議規則第111条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付したとおり、議長において決定いたしましたので報告します。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり「議員派遣結果報告書」5件が提出されておりますので報告いたします。

第7、監査委員から、例月出納検査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第8、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付してありますので、ご報告いたします。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第3 所管事務調査の報告

議長（岩佐信一君） 日程第3、所管事務調査の報告の件を議題といたします。

初めに、議会運営委員長から報告願います。委員長、登壇。

〔議会運営委員長 高野 進君 登壇〕

議会運営委員長（高野 進君） 所管事務調査報告書を読み上げて、報告といたします。

亙理町議会議長岩佐信一殿。議会運営委員会委員長高野 進。

所管事務調査報告書。

本委員会は、調査中の案件について、下記のとおり調査したので、報告いたします。

記

1. 所管事務調査事項「望ましい議会運営のあり方について」

二つ目、調査年月日。平成20年7月9日から10日。

三つ目、調査地。岩手県紫波町議会。

四つ目、出席委員。委員長ほか名前は割愛させていただきます。記載のとおりでございます。

五つ目、調査の目的。

平成に入り、地方分権改革が進む中、地方議会の果たす役割が重要性を増し、各地方議会において活性化への努力を強めてきた。町村議会が住民の期待にこたえる活動を通して信頼を勝ちうるためには、ややもすれば執行機関に依存する従来の受動的、消極的な姿勢から脱却し、主体性を存分に発揮しなければならない。そのためには、地方議会の基本的機能である①地域住民の意思を代表する機能、②自治立法権に基づく立法機能（政策形成機能）、③執行機関に対する批判・監視機能、（行政監視機能）の強化を図る必要がある。この機能向上を目的とし、住民に見える議会、議会本来の役割を積極的に果たしている議会として、先進地である岩手県紫波町議会の取り組みについて調査した。

六つ目、調査地の概要でございますが、概要ですので簡単に申し述べます。

紫波町は、北上平野の一角を占め、岩手県のほぼ中央、人口3万4,456名、面積は亙理町の約3倍、239.03平方キロメートルであります。自然環境と社会環境がほどよく調和する、住環境に優れた田園都市であります。農村と都市、農業と工業の均衡がとれた町として発展しております。

七つ目、調査の内容。

- (1) 議会の概要。議員数は22名、法定数は当町と同じ26名でございます。報酬額、カットいたします。常任委員会、3常任委員会がございます。議会運営委員会7名で運営しております。また、そのほかに特別委員会、議会報編集委員会7名で運営をしております。
- (2) 議会活性化の取り組みについて。
 - ① 議会のあり方に関する検討委員会を設置、平成19年9月。平成20年3月より一般質問は1問1答方式により質問答弁時間を1人90分以内とし、1日の質問者数、人数を5名までと制限している。また、議会の様子をインターネットの配信により庁舎内及び出先機関でもテレビにより傍聴することができるシステムを導入している。なお、議員同士の自由討議及び反問権をも導入しているが、さらなる議員の資質向上が必要なことから、まだ実施にいたっていない状況である。
 - ② 議会の議決すべき事件を定める条例を平成20年6月定例会で可決、執行部の各種審議会への議員派遣は平成10年度以降引き上げを行い、各審議会の情報等を得るため5年以上の各種計画（22計画の策定）、変更について議決項目としている。また、議会運営委員会において重要性を検討し、重要と認められる案件及び補正予算案総額が1億円を超える場合、特別委員会に付託して審議することとしている。
 - ③ 今後の取り組みについて、平成21年3月をめどに紫波町議会基本条例の制定を行うべく準備しており、同年4月からは議員報告会の開催を行うこととしている。また、ホームページでの会議録等の公開にも順次着手する予定である。

八つ目、委員会の所見であります。

紫波町議会は、住民に見える議会、議会本来の役割を積極的に果たしている議会として、平成19年度において全国町村議会議長会から表彰を受けている。その取り組みは、議会広報の充実、モニターテレビによる議会の住民周知、議会の議決すべき事件を定める条例を制定し、町が策定する各種計画の策定に議会が介入し、執行機関へのチェック機能の強化、また補正予算案及び重要案件については特別委員会を設置し審議するなど、表彰に値する議会運営を行っていた。本町議

会として、議会の役割を積極的に果たす上で、議会の議決すべき事件を定める条例の制定や補正予算案等の特別委員会の設置による審議等については、今後の議会運営において特に検討すべきである。

以上、報告といたします。

議長（岩佐信一君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって議会運営委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、産業建設常任委員会からの報告をお願いいたします。委員長登壇。

〔産業建設常任委員長 宍戸秀正君 登壇〕

産業建設常任委員長（宍戸秀正君） それでは、産業建設常任委員会より事務調査報告をいたします。報告は、報告書を読み上げまして、報告とさせていただきます。

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査をしたので、報告いたします。

1. 調査事項。「わたり温泉鳥の海」の管理運営と周辺整備について。
2. 調査年月日。平成19年7月17日、9月11日、12月13日、平成20年2月18日、5月16日。
3. 出席委員については、お示しのとおりなので割愛させていただきます。
4. 調査の目的。

「わたり温泉鳥の海」は老朽化した亘理町国民保養センター鳥の海荘にかわる亘理町の観光拠点として、また多額の資金も投入された大規模事業であることから、完成までの本体施設工事及び附帯施設等、周辺整備の進捗状況等を調査するとともに、特別会計としての独立採算性も踏まえ、オープン時から収入、支出額及び管理運営状況について調査した。

5. 調査の内容。

「わたり温泉鳥の海」の本体施設及び外溝工事並びに旧施設の解体費用は、特別会計より総額12億271万5,000円、周辺整備としての鳥の海公園整備費用は一般会計より2,620万2,000円、合わせて総額12億2,891万7,000円の整備事業である。利用状

況は、オープン時から調査時点までの4月までであるが、宿泊者2,737人、日帰り入浴者4万5,600人、岩盤浴667人、休憩者6,383人、レストラン1万1,972人となっている。

次に、調査時点における3月までの収支支出の決算見込額であるが、収入は宿泊料等の利用収入7,445万2,000円で、その他の収入と合わせて総額1億470万4,000円、支出は運営経費及び建設費の財源として借り入れた地方債の償還利子を含め、8,804万8,000円であり、収入支出差し引き1,665万6,000円の黒字となる見込みである。また、施設本体及び周辺整備事業については、整備計画書に基づき現地調査を行うとともに、運営組織等についても関係課より説明を受け、現況の確認を行った。

6. 委員会の所見。

「わたり温泉鳥の海」は亙理町の観光拠点として整備され、町直営の運営方針を取り入れ、地域住民及び周辺自治体等からも高い関心が持たれている施設である。本体施設については、整備計画のとおり工事が進められ、本年2月6日にオープンを迎えることができ、また鳥の海公園の周辺整備事業も本体施設と調和がとれた整備状況となっている。

利用者の状況については、オープン時ということもあり、宿泊者、日帰り入浴者、休憩者、レストラン利用者数はそれぞれ当初の見込人数を上回っているものの、岩盤浴の利用者数だけが下回っており、利用方法について再考すべきである。

運営全般については、来客者の意見、要望等を含めて日々改善を行っているところであるが、今後の利用者数は比較的落ち着いた横ばい状態が予想され、また平成22年度からは建設資金として借り入れた地方債の元金償還も利子分と合わせて償還が始まることから、特別会計という独立採算であることを踏まえ、今後施設全体を通じて確実な運営、経営方針を掲げ、継続的な健全経営に努められるよう強く望むものである。以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、教育福祉常任委員長から報告願います。委員長登壇。

〔教育福祉常任委員長 佐藤アヤ君 登壇〕

教育福祉常任委員長（佐藤アヤ君） 教育福祉常任委員会から、事務調査報告をいたします。報告書を読み上げまして、報告といたします。

亘理町議会議長岩佐信一殿。教育福祉常任委員会委員長佐藤アヤ。

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査したので報告いたします。

1. 調査事項。特別支援学級の取り組みについて。
2. 調査年月日。平成20年2月12日。平成20年7月23日から25日。
3. 調査地。①亘理小学校、逢隈小学校、2月12日。②千葉県栄町、7月23日。③千葉県袖ヶ浦市、7月24日。
4. 出席委員、委員長佐藤アヤ、副委員長鈴木高行、委員鞠子幸則、高野孝一、高野進、安細隆之。
5. 調査の目的。特別支援教育を必要とする児童生徒の学習や集団生活を支援するための特別支援教員の採用基準及び支援学級の現状の把握を目的とし、亘理小学校、逢隈小学校、また先進地である千葉県栄町袖ヶ浦市を調査した。
6. 調査地の概要と調査内容。

①千葉県栄町概要、千葉県北部に位置し、千葉市から35キロメートルの距離にあり、面積32平方キロメートル、人口2万3,841人の町である。産業は米作を主とした農業と工業団地への優良企業の進出により農工一体となった町である。調査内容、栄町は小学校6校、児童数約1,000人、中学校2項、生徒数約640人で、その中で特別支援教育該当児童生徒数は小学校40人、中学校10人である。特別支援教育補助員として20年度は教諭免許所有者2名を配置し、資格のない7名は介助員として5校に配置している。

②千葉県袖ヶ浦市概要、千葉県の中西部に位置し、面積95平方キロメートル、人口6万943人である。現在は、京葉コンビナートの一翼として発展している。内陸部は住宅化が進んではいるが、全体として高地は農業が盛んで、都市近郊の食料基地となっている。調査内容、袖ヶ浦市では小学校7校、児童数3,590人、中学校5校、生徒数1,753人で、特別支援学級は全小中学校に設置している。特別支援教員として小学校に7名、中学校に5名配置し、全員が教員資格

を所有している。

7. 委員会の所見。本委員会において、平成20年2月12日町内の亙理小学校、逢隈小学校の特別支援学級の現状について調査を行った。その結果、特別支援学級の児童一人一人の教育的なニーズを把握し、子どもが持っている力を高め、生活や学習上の困難を克服するためには、クラス担任の1人の先生だけでは目が届かないのが現状であり、さらなる人的配慮を必要とする状況であった。すべての人が教育を受ける権利を有している精神から、障害のある子どもに対し専門的知識を有している教員資格のある特別支援教員を配置し、きめ細やかな指導を実施していくことは、児童生徒の資質や能力の育成に重要なことであり、本町としても人は平等に教育を受ける必要性から特別支援教育を必要とする児童生徒に対し補助員の増員、教員資格を有している支援教員の配置を最重要課題として取り組む必要がある。

以上、報告といたします。

議長（岩佐信一君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、教育福祉常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で、所管事務調査の報告を終わります。

日程第4 提出議案の説明

議長（岩佐信一君） 日程第4、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案の説明を申し上げます。

本日、第11回亙理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げ、ご審議賜りますのは、議案9件、及び報告3件並びに認定11件であります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

初めに、議案第49号「地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例」については、地方自治法の一部改正をする法律（平成20年法律第69号）が平成20年6月18日に公布され、議会活動範囲の明確化及び議員の報酬に関する規定の整備がされたことに伴い、費用弁償を支給する会議等に「全員協議会」を加え、「報酬」を「議員報酬」に改正するなどの文言の整理について、関係する条例を改正するものであります。

議案第50号「亙理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）の施行により、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫が解散することに伴い、年次有給休暇日数の特例対象となる者で公庫に使用されていた者については沖縄振興開発金融公庫に特定されることから、条文の改正を行うものであります。

議案第51号「広域法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び広域社団法人及び広域財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第225条の規定により、広域法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が改正されることに伴い、題名及び文言について改正するものであります。

次に、予算関係事案についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第52号「平成20年度亙理町一般会計補正予算（第2号）」については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,118万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億2,071万8,000円とするものであります。

それでは、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

2款総務費につきましては、平成20年度の税制改正において地方税法の一部が改正され、平成21年10月から住民税の公的年金からの特別徴収が実施されることに伴い、公的年金支払報告書が電子化され、社団法人地方税電子化協議会を經由して市町村に提供されることになるため、各自治体は同協議会への加入及び基幹システム改修が必要となり、電子化されたデータの基本サービス利用料などとして163万8,000円及び公的年金からの特別徴収に係る基幹システム改修委託料などとして1,400万円を増額補正するものであります。

7款商工費につきましては、旧亙理町国民保養センター鳥の海荘の跡地である亙

理温泉健康センター北側駐車場は現在砂利敷となっておりますが、冬期間の西風（蔵王おろし）の影響により「わたり温泉鳥の海」施設内に砂塵が入るなど来館者の皆様にご迷惑をおかけしていること、あるいは当該施設の管理（すなわち清掃等）の面からも整備が必要となり、舗装工事として5,700平方メートル及び側溝設置工事として延長160メートルを整備するための工事請負費として観光施設整備基金を活用し、2,300万円を増額補正するものであります。

また、亘理町土地利用計画及び第4次亘理町総合発展計画で工業・流通ゾーンと位置づけしている高屋地区鑑川以北30ヘクタールの工業用地に、太陽光発電用部品及び半導体製造装置等を製造販売する企業から本町に早急に進出したい旨の申し出がありました。その受け入れを行うための企業誘致対策室を設置する経費等として、1,559万6,000円を増額補正するものであります。

8款土木費につきましては、現在平成19年度及び20年度の2カ年事業として鍋倉川と常磐線交差部をJR東日本旅客鉄道株式会社に委託し、改修工事を実施しております。しかしながら、交差部の上流40メートルが未改修となっているため、当該工事で使用している仮設道路を活用して交差部改修工事の完成にあわせて実施することにより、経費の削減が図られるため、今回河川整備事業債900万円を活用して鍋倉川改修工事を行うものであります。また、ヲフロ沢護岸工事につきましては、豪雨の際に護岸の崩れが心配される箇所について早急な補強工事が必要となったため工事を行うものです。以上二つの工事を合わせまして、1,320万円を増額補正するものであります。

9款消防費につきましては、非常備消防に係る安全装備品としてのライフジャケット50組及び火災現場等において車両がホースを踏みつけないための台であるホースブリッジ20組等を消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員安全装備品等助成金141万2,000円を活用し、非常備消防経費として199万円を増額補正するものであります。また、災害時の水源確保の観点から、町内の井戸保有状況を把握するとともに、飲料水等として有効に活用できるか否かを調査するための水質検査を委託する費用として69万3,000円を増額補正するものであります。

第10款教育費につきましては、昭和52年9月1日に開館いたした亘理町中央公民館の会議室及び懇話室のエアコンが老朽化により故障し、現在利用者に対しご不便をおかけしていることから、早急に改修が必要となったため、会議室・懇話室空調

設備工事として150万円を増額補正するものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。

9款地方交付税につきましては、今回の補正の調整財源として4,592万1,000円を増額補正するものであります。

16款寄附金につきましては、長寿社会対策資金の原資として、仙台市宮城野区の上野株式会社代表取締役上野憲次様より10万円、教育振興資金として、横浜市西区の株式会社リード代表取締役鍋谷忠克様より100万円、がん対策経費として長瀬宇町南1-2有限会社きぬや代表取締役片田すみれ様より1万円のご寄附をちょうだいいたしました。衷心より御礼を申し上げます。

次に、地方債の変更については、河川整備事業債について、事業費の増に伴い借入限度額を変更するものであります。

議案第53号「平成20年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億3,134万7,000円とするものであります。歳出では、早期介入保健指導事業委託料として、国からの補助を受け178万9,000円を増額補正するものであります。また、歳入では国からの国保ヘルスアップ事業として採択を受けたことに伴い、特別調整交付金443万2,000円、その他繰越金2万2,000円を増額補正し、財政調整基金繰入金については266万5,000円を減額補正するもので、財源の組みかえを行うものであります。

議案第54号「平成20年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億6,795万1,000円とするものであります。

今回の補正は、公共下水道事業借換債・流域下水道事業借換債、公共下水道資本費平準化債借換債、流域下水道資本費平準化債借換債、以上4件について、低金利への借り替えを行うものであります。

議案第55号「平成20年度亘理町介護保険特別会計補正（第1号）」については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億8,606万7,000円とするものであります。今回の補正は、平成19年度事業費確定に伴う精算により、社会保険診療報酬支払基金に対する返還金が生じたものであります。

議案第56号「平成20年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）」については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億6,951万2,000円とするものであります。歳出では「わたり温泉鳥の海」が本年2月にオープンし、7カ月を経過しようとしております。そのような中で運営費においては、旧亘理町国民保養センター時代からお客様に親しまれ、当温泉の成分が配合されている「わたり温泉鳥の海ローション」がおみやげ品として好評を得ておりますが、在庫が少なくなったため製造する経費及び当該施設をPRするパンフレットの印刷製本費が主なもので、176万9,000円を増額補正するものです。また、管理費においては、本町の代表的な郷土料理である「元祖はらこめし」の本格的なシーズンを迎えるに当たり、よりおいしくお客様に「元祖はらこめし」を初めとする各種料理を効率的に提供するため、1階体験学習室を第2の厨房室として改良するためなどの工事請負費並びに管内の暖冷房を切りかえするためのクーリングタワー切替・保守点検料として合わせて355万7,000円を増額補正し、わたり温泉鳥の海運営基金積立金530万4,000円を減額補正する歳出予算の組みかえを行うものであります。

歳入については、繰越金2万2,000円を増額補正するものであります。

議案第57号「平成20年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）」については、予算第3条に定めた収益的支出については、平成19年度借換債に伴う利子が軽減されたことによるもので、461万円を減額補正し総額8億6,544万3,000円とするものです。

予算第4条に定めた資本的収入については、公営企業金融公庫分の借換債1,650万円を増額補正し、その総額を9,185万4,000円とするものです。資本的支出については、祝田地区の国道6号において水道本管（直径400ミリメートル）から漏水していることが判明したため、その設計業務委託料560万円及び推進工事を行う工事請負費3,000万円を増額補正するものであります。さらには、公営企業金融公庫資金の繰上償還分として2,082万4,000円を増額補正し、その総額を3億118万5,000円とするものであります。

予算第5条企業債追加分亘理町水道事業借換債については、公営企業金融公庫を活用し、低金利への借りかえを行うものであります。

次に、報告事案についてご説明を申し上げます。

報告第3号「専決処分の報告」については、亘理町字上町36番地先の町道で発生した事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により平成20年7月28日専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第4号「平成19年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率」については、平成19年度決算から財政の健全性を判断する4指標の公表が求められることとなりましたが、本町においてはいずれも国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回り、健全財政を維持しております。初めに、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率についてはいずれも黒字となっているため、数値としてあらかわせないものとなっております。また、実質公債費比率につきましては12.2%となっており、早期健全化基準25.0%及び財政再生基準35.0%を下回っております。将来負担比率につきましても68.0%となっており、早期健全化基準350.0%を下回っております。

次に、資金不足比率につきましては、「公共下水道事業特別会計」及び「わたり温泉鳥の海特別会計」とも資金不足が生じていないため、数値としてあらかわせないものとなっております。

報告第5号「平成19年度亘理町水道事業会計の資金不足比率」については、報告第4号と同じように資金不足が生じていないため、数値としてあらかわせないものとなっております。

最後に、認定第1号「平成19年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定について」であります。平成19年度の歳入決算額90億3,557万8,000円に対し、歳出決算額87億6,258万7,000円となり、歳入歳出差引額は2億7,299万1,000円となったものであります。この歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額としてご承認いただいております309万5,000円を差し引いた実質収支額は2億6,989万6,000円の黒字となったものであります。

この認定第1号「平成19年度亘理町一般会計歳入歳出決算」を含め、認定第2号から認定第10号までの各種特別会計歳入歳出決算については、会計管理者に、また認定第11号「平成19年度亘理町水道事業会計決算」については、上下水道課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

以上、提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重審議賜り原案どおり可決、認定されますようお願いを申し上げまして、提出議案の説明といたします。

議長（岩佐信一君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第5 請願第2号 「国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書」の提出を求める請願書

議長（岩佐信一君） 日程第5、請願第2号 「国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書」の提出を求める請願書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第2号については、標準会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に関し、紹介議員から趣旨説明を求めます。

安細隆之議員、登壇。

〔19番 安細隆之君 登壇〕

19番（安細隆之君） それでは、私から請願第2号 「国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書」の提出を求める請願書について、請願の趣旨のご説明を申し上げます。なお、説明は本日配付しました請願書を読み上げまして要旨並びに請願の理由の説明にかえさせていただきます。

「国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書」の提出を求める請願書

1. 請願の要旨

世界的な穀物需給の逼迫や原油・肥料・飼料など生産資材価格の高騰によって、我が国の食料の安定供給に支障が生じており、加えて農業者の経営は危機的状況に直面しております。国は、昨今の深刻な実態に鑑み、食料安全保障確立の観点から、国産農畜産物の増産と食料自給率の向上に向けた取り組みを国家戦略と位置づけ、総合的な施策と十分な予算を確保する必要があります。

こうしたことを早急に具体化するため、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農水大臣など、関係閣僚あての意見書の採択をお願いをいたします。

2. 請願の理由

世界的な穀物需給は構造的な逼迫に急転換したことから、穀物価格は史上最高水準まで高騰しており、我が国の食料の安定供給に重大な支障が生じています。また、原油・肥料・飼料など生産資材価格も史上最高水準まで高騰しており、農業者の経営は危機的状況になっております。

このような状況にもかかわらず、我が国の食料自給率は40%まで低下しており、国は食料安全保障の観点から農業者の経営安定を確保することを前提に、国産農畜産物の増産と食料自給率の向上に向けた取り組みを国家戦略として位置づけ、農地政策、担い手政策、品目政策、税制対策など、総合的な施策と十分な予算を確保する必要があります。

また、農業者とJAグループは、生産性の向上に徹底して取り組んでいるものの、現下の生産資材価格の高騰は我々の努力のみでは到底解決できないほど困難な事態となっており、国は補正予算対策を含めた万全な対策を緊急に措置する必要があります。

よって、国会及び政府においては、下記事項を措置されるよう強く要望いたします。

記

I. 原油・肥料・飼料高騰に対する緊急対策について

1. 原油高騰対策として、

- かつてない原油高騰により、施設園芸・農業は壊滅的な打撃を受けており、国家の総力を挙げて原油引き下げ対策を講じること。
- 燃油使用料を削減するためのヒートポンプや多重カーテンなど、省エネルギー設備・施設整備対策を充実・強化すること。

また、これらの設備・施設の活用に伴う電力料金の営農特別価格を設定すること。

2. 肥料高騰対策として、

- 国は我が国の自給率向上のためにも肥料鉱石の確保と肥料流通業界の合理化を進め、肥料価格の引き下げを講じること。
- 土壌分析に基づく低成分肥料の活用や施肥効率の向上等の取り組みを支援する対策を講じること。

3. 飼料高騰対策

○穀物価格等の上昇により、配合飼料価格が6月の追加対策時の想定を超える場合には、経営安定に向けた追加対策を講じること。

○将来的な飼料価格が高止まりした場合に対応できる新たな経営安定対策確立をすること。

当面は、配合飼料価格安定制度の安定的な運用に向け、生産者・メーカーの負担を最小限に抑えた上で、十分な予算を確保すること。

4. 生産コストに着目した経営安定対策等の確立

○原油・肥料・飼料高騰による生産コストの上昇分については、販売価格に適切に反映できるサーチャージ制度などの取り組みを確立すること。

○原油・肥料・飼料高騰による急激なコスト上昇に直接対応するセーフティネット（安全対策）や、品目ごとの生産コストの増大に着目した経営安定対策を早急に確立すること。

○野菜については、生産コスト上昇を踏まえ、県・国の野菜価格安定制度の交付基準となる保証基準額を引き上げること。

II. 農地制度、品目対策について

1. 農地を農地として利用する農地制度の確立

（1）農地を農地として利用する農地制度への見直し

○耕作放棄地の解消と優良農地の確保、農地の面的集積など、我が国の農地を最大限かつ効率的に活用する農地制度に見直すこと。

○農業の担い手を確保し、農地の農地としての利用を確保するため、農地を「所有」と「利用」に分離し、利用権による農地の利用集積を促進する制度を確立すること。また、相続税納税猶予制度など必要な税制上の措置を講じること。

○利用権による利用集積の促進に当たっては、長期安定的な食料供給を担保するため、農地を農地として利用する責務を明確化すること。

○農地転用許可制度・農業振興地域制度については、引き続き国が明確に関与すること。

（2）新たな面的集積システムの確立

○地域ごとに農地を面的に集積する農地利用ルールを確立するとともに、地域の担い手を中心とした調和ある農地利用の仕組みを確立するため、全市町

村・全農地において新たな面積集積システムを構築すること。

(3) 耕作放棄地等の受け皿対策

○農地の受け手が当面いない地域等においては、市町村等が一元的に耕作放棄地を保全管理（中間保有も含む）し、地域の担い手に再配分する仕組みを構築すること。

(4) 都市農業の振興対策

○都市住民のニーズに対応した多面的な機能を発揮する都市農業の振興や都市農地の保全などを進める政策を確立すること。

2. 地域の担い手の育成と多様で幅広い農業者の確保対策

○個別経営を初め集落営農組織や農業法人といった多様な担い手を育成するため、将来の担い手予備軍を養成する支援対策を拡充・強化すること。

○担い手の経営改善・発展を支援するため、「集落営農総合支援事業」、「担い手経営発展支援自立事業」等を拡充・強化するとともに、関係機関が一体的に地域農業の振興に機能を発揮できる体制整備を支援する対策を講じること。

3. 主食用米の計画生産とあわせた自給率向上作物の増産

(1) 自給率向上作物の生産拡大対策

○国内の農業資源を最大限に活用し、生産調整の実効確保を基本に、自給率の低い麦・大豆や飼料用米、米粉用米等の自給率向上作物を増産させる仕組みを確立すること。

(2) 生産調整実施者に対する万全の経営安定対策

○米価の下落に対し、生産調整実施者のメリットを明らかにするため、主食用米の生産コストをカバーする万全の経営安定対策を講じること。

(3) 用途に応じた米の備蓄政策等の見直し強化

○政府米の運営について、MA米のあり方とあわせて十分な検証を行い、主食用に加え加工用、飼料用等の生産を支援するための国による備蓄運営を実施し、戦略的かつ柔軟な制度を確立すること。

○現在の備蓄米制度を棚上げ備蓄とし、食料難で困っている国々への援助米に仕向けること。

○米を主食とするアジアへの国際貢献の立場とMA輸入米の活用を図る東アジア

ア緊急米備蓄プロジェクトを早急に本格実施すること。

(4) 新規需用米等の開発や販売を起点とした流通・消費スキーム（枠組み）の確立

○新規需用米等の需用開発や、生産から流通、加工、販売までが連携し、確実に流通・消費される体制に向け、必要な支援対策を措置すること。

4. 飼料価格高騰に耐えられる畜産・酪農の体質強化として、

(1) 生産コストに着目した抜本的な畜種別経営安定対策の確立

○畜産生産基盤を維持・拡大させるために、蓄種ごとに生産コストに着目した抜本的な蓄種別経営安定対策を措置すること。

(2) 畜産生産基盤の維持・拡大対策として、経営悪化による生産基盤の弱体化を防ぐため、円滑な経営継承等の取り組みを進める対策を充実強化すること。

○繁殖基盤の強化に向けた体制整備を進めるとともに、地域実態に応じた増頭の取り組みを進めるための対策を充実・強化すること。

(3) 自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営の確立として、

○輸入飼料への依存度を低減するため、水田や草地など国内における農地を最大限活用した自給飼料の増産を推進すること。

(4) 生産性向上・低コスト生産等の促進対策として、

○飼料効率や増体率の向上など配合飼料使用料の低減や、低コスト生産の取り組み普及や技術開発などを加速させる対策をすること。

○と蓄場や中小乳業等の再編・整備等の効率化など、流通コストを低減する対策を推進すること。

○畜産物の直販・生協との連携や、指定団体内の酪農経営組織の見直し等による安定的な手取り確保に向けた取り組みを進める対策を確立すること。

(5) 新たな需用の創出など需用拡大対策として、

○円滑な価格転嫁を図るため、世界の富裕層に向けた輸出など新たな需用拡大する対策を措置すること。

5. 青果物における加工用・業務用対策の強化等

(1) 加工用・業務用の生産・流通対策の確立として、

○加工用・業務用仕向けの産地づくりを進めるなど、国産対応がとれている

加工用・業務用の生産・供給体系を確立すること。

○流通コストの一層の削減に取り組むとともに、マーケティングに基づく有利販売を進めるため、市場外流通への対応を強化すること。

(2) 加工用・業務用に対する経営安定対策の確立として、

○加工用・業務用対応を支援するため、生産現場と食品製造企業等をつなぐ果汁工場等を含む中間事業者に対する経営安定対策を確立すること。

(3) 新たな需用拡大対策として、

○国産青果物の高品質を重視した輸出推進や機能性などに着目した新たな需用を拡大する対策を措置すること。

(4) 労働力の確保対策として、

○高齢化や過疎化による労働力不足を解消するため、省力的栽培や労働力調整システムを確立するとともに、国際貢献を基本とした外国人研修制度への対応を強化すること。

6. 脱原油及び米の消費拡大と循環型農業への転換対策として、

(1) 脱原油対策の確立として、

○脱原油に向け、木質バイオマスやソーラーシステム、風力・水力発電など、環境に配慮した自然エネルギーを活用した施設園芸への転換、鉄道輸送も含めた流通システムへの転換、加工段階の見直し等の対策を検討すること。

(2) 米の消費拡大と循環型農業への転換対策として、

○世界的な穀物需給の逼迫から我が国の食料自給率を再確認し、国は米の消費拡大方策を強化すること。

○学習指導要領に盛り込み、学校給食への支援並びに米の消費拡大方策を強化すること。

○耕蓄連携のさらなる促進に向けた堆肥流通や散布等への支援対策を充実・強化すること。

○農地・水・環境保全対策で、化学肥料・農薬の低減などの営農活動支援により、環境負荷低減の取り組みを促進する対策を強化すること。

○輸入飼料への依存度を低減するため、国内の農地等を最大限活用した自給飼料増産対策や、配合飼料使用料の低減など低コスト生産に取り組む農業者に対する支援対策を充実強化すること。あわせて、生産性向上や技術開発の加

速、流通コストの低減対策を強化すること。

7. 加工食品の原料原産地表示の徹底

○国産の優位性を確保するため、すべての加工食品の原料原産地表示を徹底するとともに、外食についても原産地表示を義務化すること。

8. 新たな制度・技術対策の確立

(1) 知的財産制度の確立として、

○農業技術や趣旨・精子など、農業分野における有形・無形の財産を海外に流出させないため、人材の育成を含めた知的財産戦略の確立と保護対策を確立すること。

(2) 新技術の研究開発の促進として、

○食料需給が構造的に逼迫している中で、国産農畜産物増産を図るための優良品種の確保やゲノム解析の促進など、我が国独自の新技術の研究開発を強化すること。

○遺伝子組み換え農産物は、長期的安全性など消費者に根強い不安感があることから、国産の非遺伝子組み換え農産物を増産し、安定供給する戦略を確立すること。

(3) 環境負荷低減技術の開発と普及として、

○環境保全型農業や有機農業に対する消費者の関心が高まる中、IPM（総合的病害虫・雑草管理）等の環境負荷低減技術の開発を促進すること。

以上のとおりであります。何とぞ原案どおり採決されますようお願い申し上げます。請願趣旨の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより請願第2号 「国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書」の提出を求める請願書の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第2号 「国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書」の提出を求める請願書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 起立全員であります。よって、請願第2号 「国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書」の提出を求める請願書の件は、採択することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時07分 休憩

午前11時18分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 請願第3号 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の採択を求める請願書

議長（岩佐信一君） 日程第6、請願第3号 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の採択を求める請願書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第3号については、標準会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に関し、紹介議員から趣旨説明を求めます。

宍戸秀正議員、登壇。

〔7番 宍戸秀正君 登壇〕

7番（宍戸秀正君） それでは、私から請願第3号「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の採択を求める請願書について、請願の趣旨説明をいたします。なお、説明は本日配付されました請願書

を読み上げまして、請願の要旨並びに請願の理由の説明にかえさせていただきます。資料の9ページからです。

「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の採択を求める請願書

第1 件名

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書を提出することを求める件。

第2 請願の趣旨

消費者行政一元化の推進を図るため、内閣、国会及び関係省庁に対し、以下の事項を求める意見書を採択くださるようお願いいたします。

1. 消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言、あっせん等により解決されるよう、消費生活センターの設置・業務・機能等を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワーク構築すること等、必要な法制度の整備をすること。
2. 地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充強化するための財政措置をとること。

第3 請願の理由

1. 消費者被害多発の現状

近年、食品の安全・表示分野における輸入冷凍ギョウザの毒物混入事件、こんにゃくゼリーによる窒息死事故や一連の食品偽装表示事件、製品の安全分野におけるガス湯沸器一酸化炭素中毒事故、シュレッダーによる指切断事故、取引分野における大和都市管財事件、英会話教室NOVA事件、多重債務被害、クレジット被害、投資詐欺商法、架空請求、振り込め詐欺など、多くの分野での消費者被害が次々と発生ないし顕在化した。

そして、これら被害を救済・予防できない消費者行政の仕組みや体制の問題が指摘されている。

2. 「消費者行政一元化」政策における地方消費者行政の位置づけ

このような中、政府は消費者・生活者重視の政策転換、消費者行政の一元化・強化方針を打ち出し、「消費者行政推進会議」（以下「推進会議」という）を設置して具体的方策について積極的検討を進めた。公明党はこれに同調し、民主党は消費

者権利擁護官制度の制定を求め、共産党、社民党も消費者行政の一元化に向け賛意を示していると聞く。

推進会議は、本年6月13日「消費者行政推進会議取りまとめ」（以下「取りまとめ」という）において、強い権限を持った「消費者庁の創設」等を提言しており、さらに本年6月27日には消費者庁発足に向けた指針となる「消費者行政推進基本計画」が閣議決定され、秋の臨時国会で「消費者庁設置法案」等の骨格法が制定される見通しとなっている。

この間の議論検討を通じて、真に消費者利益が守られる消費者行政を実現するためには、消費者に身近な地方の消費生活相談窓口の役割が重要であることが強く認識される一方で、現実の地方消費者行政は大幅な予算減、人員減などにより疲弊し、機能不全を起こしている現状も明らかになった。その結果、以下のとおり幾つもの報告・提言において、「地方消費者行政の充実強化」が、消費者の目線に立った「消費者行政一元化」を実現するため必須の課題として位置づけられるに至っている。

（１）推進会議取りまとめ

推進会議取りまとめは、強い権限を持ち、「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる新組織として消費者庁（仮称）を来年度に創設すること、これを実効あらしめるためには地方消費者行政を飛躍的に充実させる必要があるとして、地方消費者行政の重要性を明示した。

すなわち、取りまとめは、消費者が頼れるわかりやすい一元的な相談窓口の設置を重要な柱として掲げ、地方の消費生活センターを法的に位置づけ、地方消費生活センターと国民生活センターが連携して全国ネットワークとする構想を示した。そして「霞ヶ関に立派な新組織ができるだけでは何の意味もなく、地域の現場で消費者、国民本位の行政が行われることにつながるような制度設計」を行うこと、そのために「新組織創設とあわせて、地方分権を基本としつつ、地方消費者行政の強化を図ること」が必要であると述べ、地方消費者行政部門の予算が大幅に削減され弱体化している現状を踏まえ、地方の消費者行政をこの一、二年間に飛躍的に充実させるためには、特に当面思い切った取り組みが必要であること、そのためには地方自治体みずからが消費者行政部門に予算、人員の重点配分をする努力が不可欠であると同時に、国において相当の財源確保に努めるべきである旨提言している。

(2) 消費者行政推進基本計画

さらに、6月27日には、国・地方が一体となった消費者行政の強化をうたった上記推進会議取りまとめとほぼ同じ内容の「消費者行政推進基本計画」が閣議決定されている。

(3) 国民生活審議会総合企画部会報告

本年3月27日の国民生活審議会総合企画部会報告においても、都道府県及び市町村における消費生活センターの相談体制の充実・強化、センターにおける助言やあっせんの拡充を図るため、人材・予算の確保、専門性等を發揮できるよう環境整備を行うことなど、地方消費者行政を強化すべきことが提言されている。

(4) 自民党消費者問題調査会の取りまとめ

自民党消費者問題調査会は、本年3月19日の取りまとめにおいて、「産業育成官庁から独立し、消費者・生活者目線で他省庁に指令を出す『消費者庁』の新設（強い監督権限）」と並んで、「地方消費者行政の充実」「相談窓口の一元化」を重要な課題とした。

(5) 民主党の消費者権利擁護官構想

民主党は、内閣の外に強力な勧告権限を有する消費者権利擁護官法案を提案しているが、同構想もまた国民生活センター及び地方消費者センターを消費者権利擁護官のもとに置いて情報を集約することを想定しており、地方の相談窓口を拡充・強化することが消費者行政を強化する基盤であるという認識において共通するものであり、政府・自民・公明各党の「消費者庁」と両立する見解であるとされている。

3. 消費者被害の増大と地方消費者行政の縮小

(1) 消費者被害相談件数の増大

全国548カ所の消費生活センターに寄せられる苦情相談件数は、1995（平成7）年度が27万4,076件であったものが、1998（平成10）年度には41万5,347件、2002（平成14）年度には87万3,663件、2006（平成18）年度には109万7,117件と大幅に増大している。2003年度から2005年度に架空請求事案により相談件数が突出して激増した時期を除外しても、2006年度の相談件数は1995年に比べ約4倍に増大している。

(2) 地方消費者行政予算・人員の大幅削減の推移

ところが、地方消費者行政の予算の推移を見ると、ピーク時の1995（平成7）年

度に約199億円（都道府県・政令都市・市町村合計）であったものが、1998（平成10）年度には163億円、2002（平成14）年度には144億円、2006（平成18）年度には116億円、2007（平成19）年度には108億円と、大幅に減少している。つまり、2007年度の予算は1995年度に比べ54%（約46%減）と半減しているのである。

地方自治体の消費者行政担当職員数（事務職員・相談員・技術職員）を見ても、ピーク時の2002（平成14）年度の1万3,664人（うち事務職員1万397人）から、2007（平成19）年度には1万212人（うち事務職員6,572人）となり、担当職員数合計で75%、事務職員数では約63%にまで削減されている。商品テストを扱う技術職員は、1997（平成9）年度は227人から、2007年度には101人と44%半減以下となっている。

地方自治体の財政難が指摘されているが、一般会計予算ではピーク時の2001（平成13）年度が89兆3,071億円であったものが、2007（平成19）年度には83兆1,261億円と、約93%（約7%の減少）になり、一般行政部門の公務員数は2002年度を100%とすると2007年度には91%（約9%の減少）となっている。

これらと比較すると、地方自治体の財政難に伴う予算減少幅に比べ、消費者行政予算の減少幅（全国予算54%、事務職員63%、技術職員半減以下）が、異常に大きいことは明らかである。

4. 地方消費者行政充実の必要性

（1）消費者行政の役割・消費生活相談の機能

消費者行政の役割は、消費者の苦情・被害を相談窓口で把握し、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に被害救済を図るとともに、その情報を迅速に集約して適切に分析し、被害の未然防止、拡大防止のために事業者規制や消費者啓発の施策を講じ、さらに法制度の不備を改善する政策の立案・推進に結びつけることである。

消費者が消費者行政にかかわる入り口は、消費者生活センター等相談窓口における相談であり、消費生活相談には以下ア、イの二つの機能がある。

ア. 個別救済機能

相談した消費者個人のトラブルを解決する機能。消費者への助言、あっせん解決。事業者と契約解除させて返金させる、商品を修理させたり交換させる、損害賠償させるなど。

イ. 制度改善機能「相談のセンサー機能」

原因を究明し苦情の再発を防止する、事業者規制行政のアンテナというべき機能である。例えば、製品の苦情では事業者に欠陥商品のリコール、設計の改善、表示の改善をさせる。取引の苦情では、販売方法や契約条項を改善させる。違法行為があれば監督官庁に通報して必要な処分を下してもらおう。一事業者の問題にとどまらないときは、監督官庁に法令改正や業界指導の改善を要望するなど、制度改善を求める。

また、苦情相談をP I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステムの略称：国民生活センターにホストコンピューターを置き、全国約400のセンターに端末機を設置する苦情集約システム。平成18年度には約111万件の苦情相談が蓄積された）に入力して蓄積し、全国的な苦情の発生状況の把握、消費者に対する情報の発信、立法や行政における施策立案の基礎資料とする。

（2）地方消費者行政の機能不全の現状とその充実強化の必要性

上記消費生活相談の機能を見れば明らかなおおり、消費者行政は消費者からの多くの相談が寄せられ、情報が収集されることにより機能するのであり、消費者行政は地域住民が直接接する地方の相談窓口など地方消費者行政が充実してこそ初めて実現するものである。

ところが、地方消費者行政は、上記のとおり地方自治体の財政削減などにより縮小・後退を続けてきたのであり、地方消費者行政が疲弊し、十分な相談体制がとれない、あっせん率低下、被害救済委員会が機能していない、被害情報集約による事業者規制権限の行使や被害予防の制度改善機能、消費者啓発も十分行えないなど、機能不全に陥っている実態が明らかとなった。

消費者行政一元化の推進を真に消費者の利益に結びつけるためには、この傾向を抜本的に改め、地方消費者行政の強化・拡充を行うことが不可欠である。

（3）「多重債務問題改善プログラム」等における地方相談窓口の重要性

貸し金業法改正に伴い、多重債務問題の解決に向けて、金融庁の地方自治体の協力体制のもとで「多重債務問題改善プログラム」が実施され、成果を上げている。同プログラムの実施において、地方の相談窓口が十分な役割を担うためにも、地方消費者行政における予算・人員の拡充強化がぜひとも必要である。

5. 地方消費者行政の疲弊の原因と必要な対策

（1）地方消費者行政予算・人員の異常な削減は、事前規制の緩和に伴う事後規制

の強化が叫ばれている我が国の政策基本方針に反し、消費者行政が余りにも軽視されてきたという実情を如実にあらわしている。

消費者基本法19条には、地方自治体は消費生活に関する苦情相談が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるよう、苦情のあっせん処理に努めるべきものと定めている。

国自体が「生産者重視から消費者・生活者重視」へと政策転換を行おうとしている現在、消費者のための消費者行政実現のため、地方自治体を担うべき役割が抜本的に見直される必要がある。

(2) 予算・人員の異常な削減については、地方財政が窮迫する中、以下のような要因のもとで予算を削りやすい分野となっていた消費者行政にしわが寄せられていることが指摘できる。すなわち、他の行政分野では例えば学校の教員や消防署員の定員を法制化したり、一定の事業を法的に位置づけるなどの法的措置があるのに対し、消費者行政分野では地方自治体にすべてを任せるだけで消費生活センターの事業内容や職員定員確保に関する法制度の手当も、財政措置もほとんどなされていない。

また、地方消費者行政は、国庫交付金等が徐々に廃止され、現在は自治体単独事業化している。

予算編成上、法律上義務づけられた事業や国庫補助事業の予算が優先、温存されやすいの比べ、自治体単独事業はそのような防波堤もなく、その結果地方自治体全体の財政対策として、消費者行政分野が集中的に削減されてきたのが実情である。

6. 結び

以上のとおり、地方消費者行政の立て直し・強化は急務であり、そのためには各地方自治体において消費者行政の重要性を見直し、体制・人員・予算を抜本的に拡充強化することを検討すると同時に、国においても国民生活の安心・安全を確保するために必要な共通事項について、消費者行政に関する事業の実施や人員の確保について法制化するなど、必要な法整備及び財政的措置をとることが求められ、地方自治体から国に対して積極的に意見を出すことが急ぎ検討されるべきである。

以上のとおりであります。何とぞ原案のとおり採択されますようお願いを申し上げます。お願いを申し上げます。ありがとうございます。

議長（岩佐信一君）これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより請願第3号 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の採択を求める請願書の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第3号 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の採択を求める請願書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 起立全員であります。

よって、請願第3号 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の採択を求める請願書の件は採択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時49分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 鞠子 幸則

署名議員 相澤 久美子